

日本政府とアジア救済公認団体との間の契約

日本政府代表とアジア救済公認団体代表とは、連合軍最高司令官総司令部から
アジア救済公認団体宛の一九四九年十月二十五日附書SCAPIN-10五四一
「アジア救済公認団体からの救済物資の受領及び配給について」に基き、日本にお
けるアジア救済公認団体救援物資の受領及び配分について、次のとおり契約する。

第一條 目的

アジア救済公認団体の救援物資は、すべて日本の復興に供するため、酒類・宗教・人種又政治的情勢によつて区別することなく、必要に応じ、真に救済を必
要とするものに対して、公平・有效・迅速且つ適切に無償配分するものとする。

第二條 物資の引渡し及び配分の方法

(1) アジア救済公認団体代表は、その提供する救援物資を横浜の港において日

本政府に引渡すものとし、日本政府は沿岸する団体又は個人に代つてこれを
受領するものとする。

(2) 日本政府は、アジア救済公認団体代表と連絡の上、右の物資を第一條の目
的にそうよう適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

(1) 日本政府は救援物資の受領から沿岸する団体又は個人へ引渡までの間、右
の物資の保全・移動・担当及び配給に關して全責任を負い、且つ、これに
必要な経費を負担する。

(2) 日本政府は右の物資の荷卸・貯藏・輸送及び配分に當つては、船積・船揚・
その他の防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。

(4) 日本政府は、右の物資の荷卸、取扱、入庫及び輸送を優先的に行う。

第四条 稲金の免除

- (1) 日本政府は救援物資に對して、輸入税その他あらゆる公の税關によつて課せられるすべての税金を免除する措置を講ずる。
- (2) 日本政府はアジア救援公認團體の日本人でない代表の外國において支拂を受ける俸給及び報酬に對して、所得税を免除する措置を講ずる。

第五条 法令、予算との關係

この契約は日本國憲法、法令の規定及び予算の定めるところに抵触することなく実施さるべきものとする。

第六条 契約の期間

この契約は一九五〇年四月一日から日本におけるアジア救援公認團體の救援活

動が完全に終結するまで有效とする。

第七条 署名

この契約の各項の署名及び前各項に規定するもの以外の必要な事項はその都合
にて協議の上これを定めるものとする。

一九五〇年三月二十三日

日本國内閣總理大臣 吉田茂

アジア救援公認團體代表 エスター・ビー・ローズ
デー・アーネスト・バット
ハロルド・エー・フルセツカ